

共和政ローマの植民政策

—植民市建設と個人的土地分配(前393年—前134年)—

岩井 経 男

E. T. サルモンの『共和政期ローマの植民市建設』⁽¹⁾は、共和政ローマが、いつ、どこに、どんな目的で植民市を建設していったかを詳細に検討し概観した、この分野ではほとんど唯一の貴重な労作である。彼はそこで、ローマ植民市建設の第一義的目的は、イタリア支配とローマ防衛の戦略のため、と主張している。そして、前133年に始まるグラックスの改革になってはじめて性格を変え、経済的社会的意図の下に建設されることになった、と言う⁽²⁾。一般に、ローマの植民市建設は軍事的意義とともに社会経済的側面もあわせもつと理解されるが、軍事面を一貫して強調する彼の説は極端と思われ、その結果、グラックス以前の植民の社会政策的考察が欠落し、グラックスが突然出現することになる。

しかし、ウェーバーが『ローマ農業史』⁽³⁾で行っている問題設定が示すように、またサルモン自身認めるように、ローマの植民政策は植民市建設 *deductio coloniae* と、都市建設をともなわない個人的土地分配 *adsignatio viritum* からなっていた。伝える史料が少ないこともあり、個人的土地分配は本格的に論じられていない。そこで以下においては、ローマの固有領域の飛躍的拡大をもたらしたウェイイの併合からグラックスの改革前までの植民政策を、主として社会政策的観点から、個人的土地分配政策を含んで再構成し、検討してみることにする。方法としては、我々が今問題としている時期を便宜的に前268年(ラテン植民市アリーミヌム *Ariminum* 建設)を境に二つに分け、前期と後期を対比させて述べることにしたい。というのは、後に述べることになるが、筆者は前三世紀前半を境としてローマの植民政策が大きく転換するからである。

I 植民市建設

ここでは植民市建設形式で行われた植民規模を数量化して前期、後期の比較をしたい。数量化に際して、植民規模の絶対的に正確な数値を求めようとはしなかった。それは不可能であり、あくまでも両者の比較を正確に示す相対的に正しい数値を求めよう努めた。以下、表I「植民市建設」を参照。

表 I 「植民市建設」

1) 393 B. C.~269 B. C.

COLONIAE LATINAE

1. Satricum 385 B. C. (*Liv.*, VI, 16, 6) 2000 coloni
2. Nepet 383 B. C. (*Liv.*, VI, 21, 4) or 373 B. C. (*Vell.*, I, 14, 2)
3. Sutrium 383 B. C. (*Liv.*, XXVII, 9, 7, XXIX, 15, 5; *Vell.*, I, 14, 2)
4. Setia 382 B. C. (*Liv.*, XXVII, 9, 7, XXIX, 15, 5; *Vell.*, I, 14, 2)
5. Cales 334 B. C. (*Liv.*, VIII, 16, 14) 2500 coloni
6. Fregellae 328 B. C. (*Liv.*, VIII, 22, 2)
7. Luceria 315 B. C. (*Diod.*, XIX, 72, 8) or 314 B. C. (*Liv.*, IX, 26, 5) 2500
coloni
8. Suessa 313 B. C. (*Liv.*, IX, 28, 7)
9. Pontia 313 B. C. (*Liv.*, IX, 28, 7)
10. Saticula 313 B. C. (*Vell.*, I, 14, 4; *Fest.*, p. 458 *Lindsay*)
11. Interamna Susasina or Lirenas 312 B. C. (*Liv.*, IX, 28, 7; *Diod.*, XIX,
105, 5) 4000 coloni
12. Sora 303 B. C. (*Liv.*, X, 1, 2) 4000 coloni
13. Alba Fucens 303 B. C. (*Liv.*, X, 1, 2) 6000 coloni
14. Narnia 299 B. C. (*Liv.*, X, 10, 5)
15. Carsoli 298 B. C. (*Liv.*, X, 3, 2; 13, 1) 4000 coloni
16. Venusia 291 B. C. (*Vell.*, I, 14, 6; *Dionys.*, *Exc.* XVII-XVIII, 5) 20000
coloni
17. Hadria 290 B. C.-286 B. C. (*Liv. Per.*, XI)
18. Cosa 273 B. C. (*Liv. Per.*, XIV; *Vell.*, I, 14, 7)
19. Paestum 273 B. C. (*Liv. Per.*, XIV; *Vell.*, I, 14, 7)

COLONIAE CIVIUM ROMANORUM

1. Ostia about the middle of the fourth century B. C.
2. Antium 338 B. C. (*Liv.*, VIII, 14, 8)
3. Anxur or Tarracina 329 B. C. (*Liv.*, VIII, 21, 11) 300 coloni
4. Minturnae 296 B. C. (*Liv.*, X, 21, 7)
5. Sinuessa 296 B. C. (*Liv.*, X, 21, 7)
6. Castrum (Picenum?) 290 B. C.-286 B. C. (*Liv. Per.*, XI) or 264 B. C.
(*Vell.*, I, 14, 8)
7. Sena Gallica 283 B. C. (*Polyb.*, II, 19, 12)

2) 268 B. C.~134 B. C.

COLONIAE LATINAE

1. Ariminum 268 B. C. (*Liv. Per.*, XV; *Vell.*, I 14, 7) 6000 coloni
2. Beneventum 268 B. C. (*Liv. Per.*, XV; *Vell.*, I, 14, 7)
3. Firmum Picenum 264 B. C. (*Vell.*, I, 14, 8)
4. Aesernia 263 B. C. (*Liv. Per.*, XIX; *Vell.*, I, 14, 8)
5. Brundisium 244 B. C. (*Liv. Per.*, XIX; *Vell.*, I, 14, 8)

6. Spoletium 241 B. C. (*Liv., Per., XX; Vell., I, 14, 8*)
7. Cremona 218 B. C. (*Liv., XXI, 25, 2; Polyb., III, 40, 4*) 6000 coloni
8. Placentia 218 B. C. (*Liv., XXI, 25, 2; Polyb., III, 40, 4*) 6000 coloni
9. Thurii (Castrum Frentinum or Copia) 193 B. C. (*Liv., XXXIV, 53, 1; XXXV, 9, 7*) 300 equites, 3000 pedites
10. Vibo Valentia 192 B. C. (*Liv., XXXIV, 52, 2; XXXV, 40, 5*) 300 equites 3700 pedites
11. Bononia 189 B. C. (*Liv., XXXVII, 57, 7*) 3000 coloni (equites et ceteri coloni)
12. Aquileia 181 B. C. (*Liv., XXXIX, 55, 5; XL, 34, 2*) equites, centuriones et 3000 pedites
13. Luca 180 B. C. (*Liv., XL, 43, 1*) or 177 B. C. (*Vell., I, 15, 2*)
14. Carteia (Hispania) 171 B. C. (*Liv., XLIII, 3, 4*)

COLONIAE CIVIUM ROMANORUM

1. Aesulum (Aesis) 247 B. C. (*Vell., I, 14, 8*)
2. Alsium 247 B. C. (*Vell., I, 14, 8; cf. Liv., XXVII, 38, 4*)
3. Fregeniae 245 B. C. (*Liv., Per., XIX; Vell., I, 14, 8*)
4. Castrum (Campania?) 199 B. C. (*Liv., XXXII, 7, 3*) 300 coloni
5. Puteoli 194 B. C. (*Liv., XXXIV, 45, 1*) 300 coloni
6. Volturnum 194 B. C. (*Liv., XXXIV, 45, 1*) 300 coloni
7. Liternum 194 B. C. (*Liv., XXXIV, 45, 1*) 300 coloni
8. Salernum 194 B. C. (*Liv., XXXIV, 45, 2*)
9. Buxentum 194 B. C. (*Liv., XXXIV, 45, 2*)
10. Sipontum 194 B. C. (*Liv., XXXIV, 45, 3*)
11. Tempesa 194 B. C. (*Liv., XXXIV, 45, 3*)
12. Croton 194 B. C. (*Liv., XXXIV, 45, 3*)
13. Pyrgi 191 B. C. (*Liv., XXXVI, 3, 6*)
14. Castrum Novum (Etruria) 191 B. C. (*Liv., XXXVI, 3, 6*)
15. Potentia 184 B. C. (*Liv., XXXIX, 44, 10*)
16. Pisaurum 184 B. C. (*Liv., XXXIX, 44, 10*)
17. Mutina 183 B. C. (*Liv., XXXIX, 55, 7*) 2000 coloni
18. Parma 183 B. C. (*Liv., XXXIX, 55, 7*) 2000 coloni
19. Saturnia 183 B. C. (*Liv., XXXIX, 55, 9*)
20. Graviscae 181 B. C. (*Liv., XL, 29, 1*)
21. Luna 177 B. C. (*Liv., XLI, 13, 4*) 2000 coloni
22. Auximum 157 B. C. (*Vell., I, 15, 3*)

(補充植民)

- 1) 393 B. C. ~ 269 B. C.

COLONIAE LATINAE

1. Cercei 393 B. C. (*Diod., XIV, 102, 4*)
2. Setia 379 B. C. (*Liv., VI, 30, 9*)
3. Satricum 348 B. C. (*Liv., VII, 27, 2*)

2) 268 B. C.~134 B. C.

COLONIAE LATINAE

1. Venusia 200 B. C. (*Liv.*, XXXIX, 49, 6)
2. Narnia 199 B. C. (*Liv.*, XXXII, 2, 6-7)
3. Cosa 196 B. C. (*Liv.*, XXXIII, 24, 8) 1000 coloni
4. Cremona et 5. Placentia 190 B. C. (*Liv.*, XXXVII, 46, 10) 6000 familiae
in all
6. Caes 184 B. C. (*CIL*, I², p. 200, No. XXXII=Dessau, No. 45)
7. Aquileia 169 B. C. (*Liv.*, XLIII, 17, 1) 1500 familiae

COLONIAE CIVIUM ROMANORUM

8. Buxentum et 9. Sipontum 186 B. C. (*Liv.*, XXXIX, 23, 4)

本表は前393年から前134年までの植民市建設と補充植民の表である。この中には所在や建設年代で疑問視されているものもあるが、個々の植民市の問題はここでは省略する。というのは植民市に関する文献史料上の解釈はともすれば恣意的になりやすく、新たな考古学上の発見でもない限り、表の作製にあたっては保守的な、旧来からの解釈を優先させた。作製にあたり以下の文献を利用した。RE, VII, s. v. colonia; De Ruggiero, *Dizionario epigrafico*, II, s. v. colonia; T. Frank, *An economic survey of ancient Rome*, I, Paterson 1959; E. T. Salmon, *Roman Colonization under the Republic*, London 1969; idem, *The Making of Roman Italy*, London 1982; G. Tibiletti, *Ricerche di storia agraria romana*, *Athenaeum* 1950; idem, *Storie locali dell'Italia romana*, Pavia 1978; A. Degrossi, *L'amministrazione delle città*, in: V. Ussani-F. Araldi, ed., *Guida allo studio della civiltà romana antica*, I, 2 ed. Napoli 1971; R. Stillwell, ed., *The Princeton Encyclopedia of Classical Sites*, Princeton 1976; A. J. Toynbee, *Hannibal's Legacy*, II, London 1965; M. H. Crawford, *Italy and Rome*, *JRS* LXXI (1981)153-160; P. Brunt, *Italian Manpower 225 B. C.-A. D. 14*, Oxford 1971; E. Mangani-F. Rebecchi-M. J. Strazzulla, *Emilia, Venezia* (Guide archeologiche Laterza [以下 GAL と略] II), Bari 1981; M. Torelli, *Etruria* (GAL III), Bari 1982; M. Gaggiotti-D. Manconi-L. Mercado-M. Vergár, *Umbria, Marche* (GAL IV), Bari 1980; S. De Caro-A. Greco, *Campania* (GAL X), Bari 1981.

前期, Satricum から Paestum まで建設されたラテン植民市数は19, 後期, Ariminum から Carteia まで14である。一方, ローマ市民権植民市は前期7, 後期22, と逆に後期が増加している。

さて, 植民者数⁽⁴⁾をまず, ラテン植民市から調べてみる。前期, 史料で知られるのは Satricum(2000人), Caes(2500人), Luceria(2500人), Interamna Sucasina(4000人), Sora(4000人), Alba Fucens(6000人), Carsioli(4000人), Venusia(20000人)の8都市, 45000人である。それに史料に出ていない他の11都市の植民者を, 一都市平均3500人と仮定する⁽⁵⁾と38500人となり, 前の計算を加えた83500人が前期のラテン植民市への移住者ということになる。ただしラテン植民市の場合, 移住者すべてがローマ市民であったわけではないので, 非ローマ市民の植民者数を α であらわすと,

正確な合計は $83500 \text{ 人} - \alpha$ と表示されよう。

後期は, Ariminum(6000 人), Cremona(6000 人), Placentia(6000 人), Thurii(3300 人), Vibo Valentia(4000 人), Bononia(3000 人), Aquileia(3000 人 $+\beta$), この β は不明の equites と centuriones 数)の 7 都市 $31300 \text{ 人} + \beta$ が史料により判明している。植民者数不明の残り 7 都市中, Carteia は非ローマ市民によって建設された都市であるので計算から除外する(6)。そして残った 6 都市の植民者を一都市平均、やはり 3500 人とする計 21000 人で、これに前の計算を加えた後期の植民者数は $52300 \text{ 人} + \beta$ となる。さらにこれに補充植民者数を加えなければなるまい。ラテン植民市への補充植民は、前期 3 例、後期 7 例が史料によって伝わっているが、後期 7 例中 4 都市、合計 8500 人だけが分っている規模である。補充者数不明の都市について、一都市平均の補充者数を求めるやり方は事例が少なく不可能である。そこで事例数から判断して、後期の方が前期より補充植民者数が多いと考え、その差を 8500 人と仮定した。前述の計算結果 $52300 \text{ 人} + \beta$ に、この 8500 人を加えた $60800 \text{ 人} + \beta$ が後期のラテン植民市の植民者総数(補充植民者を含む)である。

次にローマ市民権植民市の植民者数を調べてみよう。ローマ市民権植民市の場合、植民者は一都市に普通 300 人派遣されていたと思われる。そこで前期は 7 都市 2100 人となる。後期は前 184 年の Pisaurum までが 300 人規模で、前 183 年の Mutina, Parma 以降はすべて一都市 2000 人規模の内陸大規模植民となったと考えられている(7)。そうすると後期は 16800 人となるが、これに補充植民の 2 例(これを γ とする)を加えた $16800 \text{ 人} + \gamma$ が正確な植民者数と言えよう。

最後に、ラテン植民市とローマ市民権植民市の植民者数を加え合わせると、前期は $85600 \text{ 人} - \alpha$ 、後期は $77600 \text{ 人} + \beta + \gamma$ という結果になる。この結果から、前期、後期の植民政策を規模で比べると、後期は若干減少しているが、第一次、第二次ポエニ戦争という長期に亘る戦争状態や、またそれによる人口減少を考慮すれば(8)、ほぼ同等に活発に行われていたと結論づけることができると思う。

II 個人的土地分配

つづいて個人的土地分配政策について、前期、後期の比較をしてみたい。史料で知られる個人的土地分配の事例はきわめて僅かしかない。以下、表 II 「個人的土地分配」を参照。しかしながら、ローマの固有領域の拡大期である我々の言う前期に、ペーロッパ、モムゼン以来、L. R. テイラー、最近ではオムベール Humbert らによって、多くの個人的土地分配が想定されている(9)。

テイラー、オムベールの考え方は次のようなものである。当時のローマの征服・統

表 II ADSIGNATIO VIRITIM

-
- 1) 393 B. C.~269 B. C.
1. Veii 393 B. C. (*Liv.*, V, 30, 8)
 2. Roma 近郊? 388 B. C. (*Liv.*, VI, 4, 5)
 3. ager Pomptinus 386 B. C. (*Liv.*, VI, 21, 4)
 4. Tusculum 381 B. C. (Taylor, p. 301; Humbert, p. 336, n. 1)
 5. ager Latinus et Falernus 340 B. C. (*Liv.*, VIII, 11, 13-14; VIII, 12, 12)
 6. Volsci 人地域 (Velitrae) 338 B. C. (*Liv.*, VIII, 14, 7)
 7. Volsci 人地域 (Privernum) 329 B. C. (*Liv.*, VIII, 20, 9)
 8. Hernici 人地域 (Anagnia, Capitulum Hernicum) 306 B. C. (Humbert, p. 214, pp. 337-339)
 9. Aequi 人地域 (Trebula Suffenas, Treba) 304-3 B. C. (Humbert, pp. 218-9)
 10. Volsci 人地域 (Frusino) 303 B. C. (*Liv.*, X, 1, 3; Humbert, p. 220)
 11. Umbri 人地域 (Fulginae, Plestia, Interamna Nahars) 299 B. C. (Humbert, pp. 221-223, p. 226)
 12. Sabini 人地域 (Cures, Trebula Mutuesca, Reate, Amiternum, Nursia) 290 B. C. (Colum., *De r. v.* I *praef.* 14; *Val. Max.*, IV, 3, 5; Taylor, p. 63 ff; Humbert, pp. 234-236)
- 2) 268 B. C.~134 B. C.
1. Praetuttium 268 B. C. (Humbert, p. 236)
 2. Samnium 268 B. C. (Humbert, p. 246, n. 169; p. 338)
 3. ager Gallicus et Picenus 232 B. C. (Cic., *Cato Maior*, 4, 11; *Brutus*, 14, 57; *De inventione*, II, 17, 52; *Lucullus*, 5, 13; *Val. Max.*, V, 4, 5; *Polyb.*, II, 21, 7-8)
 4. ager Samnitis Apulisque 200 B. C. (*Liv.*, XXXI, 49, 5-6; XXXI, 4, 1-3) Scipio Africanus の veterani
 5. Gallia cisalpina et Liguria 173 B. C. (*Liv.*, XLII, 4, 3-4) Romani et socii nominis Latini

(強制移住)

1. ager Picentinus (between Campania and Lucania) 268 B. C. (*Strab.*, VI, 1, 13; *Plin.*, *NH*, III, 9, 70) Picentes
 2. Samnium (near Beneventum) 180 B. C. (*Liv.*, XL, 38, 6) Ligures
 3. ager trans Padum 172 B. C. (*Liv.*, XLII, 22, 5-7) Ligures
-

本表は前 393 年から前 134 年までの個人的土地分配と強制移住の表である。何をもちて一回の個人的土地分配実施とみなすか、という点については、一つの担当委員会(5 人委あるいは 10 人委)の活動をもつて一例とした。それ故後期の No. 3, No. 4, No. 5 は複数の地域に亘って行われているが委員会はそれぞれ一つである。前期 No. 5 は史料の前後関係から単一の計画と判定した。また前期 No. 8, No. 9, No. 11, No. 12 のカッコ内の都市は Humbert の推定した、個人的土地分配をこうむった都市である。

治プロセスを類型化して言えば、ローマは征服した土地をまず、公有地 *ager publicus* とした。そしてその公有地のローマから見て遠方の部分をさいてラテン植民市を建設し防衛拠点とした。残った部分は、そのままでは公有地であるが、この領域拡大時代、必ずと言っていい程に、その部分にトリプスが新設された。新トリプス創設は、その地に所有地 *ager privatus* を持つ完全ローマ市民 *cives optimo iure* が存在することを意味し、問題はこの新トリプスの住民は誰か、という点である。リーウィウスは、新トリプスの創設は新たにローマ市民団に編入された市民 *cives novi* のためであったと、ローマ元老院の寛大さを強調しているが⁽¹⁰⁾、この点についてすでにベーロッホ、モムゼンは鋭い疑問を投げかけている。

たしかに新トリプスは新市民を收容するために創設されたであろうが、新市民だけで一つのトリプスを構成したとはとうてい考えられない事実がある。一つはローマの征服地における土地没収である。後にローマ市民権を与えられ、新トリプスが設置されることになる地域にローマは土地没収を行っている。この没収地には、当然以前のローマ市民が入植したであろう。なぜなら、新市民への土地割当は考えにくく、また公有地のまま残しておくとするれば、前述のごとくトリプスの新設は必要ないわけであるから。さてもう一つは、新設トリプスには必ずローマのノビレースの家系の者が存在するという事実である⁽¹¹⁾。ノビレース層も新トリプス創設に参加し、彼らがトリプスを掌握するためにいかに多大の努力を払っていたかを示すものだが、ここではローマ旧市民への個人的土地分配の実施があってはじめて理解される事実であるという点を強調しておきたい。ローマは新トリプス創設にあたって、トリプス構成員の核となるローマ旧市民を多数移住させたわけである。そしてまた、個人的土地分配は当時のローマの征服地域の支配・統治政策で重要な役割を持っていた、と言えよう。

それではトリプスの新設と個人的土地分配が相前後して行われている様子を具体的に確認しておきたい。前 393 年、ウェイイの土地が家長以外のすべての者(=旧市民)に 7 ユゲラずつ分配され⁽¹²⁾、それにともなって前 387 年、Stellatina, Tromentina, Sabatina, Arniensis の 4 トリプスがウェイイ地域に新設されている。次に前 358 年、*ager Pomptinus* 地域に Pomptina と Poblilia の 2 トリプスが新設されたが、これは前 386 年の個人的土地分配に対応したものと解釈される。

さて、前 340 年から前 338 年のラテン戦争以降、個人的土地分配政策は活発に展開される。新設トリプスは前 332 年の Maecia, Sceptia, 前 318 年の Oufentina, Falerna, 前 299 年の Aniensis, Teretina であり、すべてラテン戦争後のローマの征服地に設置されている。これに対応する個人的土地分配は、まず前 340 年、リーウィウスが *ager Latinus* と *ager Falernus* へのものを伝えている。*ager Latinus* とはこの場合具体的

に Latium のどの地域を言っているのか不明であるが、tribus Maecia の設置地域はラテン都市 Lanuvium であるから、Lanuvium は確実である。次に前 338 年 Volsci 人都市 Velitrae の、前 329 年、同じく Volsci 人都市 Privernum の土地没収がリーウィウスによって知られている。Velitrae は tribus Scaptia、Privernum は Oufentina の設置地域であるから、両都市への個人的土地分配は確実である。また、ager Falernus は当然 tribus Falerna の設置地域である。さて次に、前 299 年に新設された Aniensis と Teretina であるが、前者は Aequi 人地域、後者は Hernici 人地域が当初の設置地域である。両地域とも史料は個人的土地分配も土地没収も伝えていないが、前述の理由から旧市民の土地割当は確実と見て良い。オムペールは Hernici 人地域については、Anagnia がローマ市民権を得てムニキピウムとなった前 306 年、また Aequi 人地域については、Aequi 人が市民権を得た前 304-3 年に旧市民への個人的土地分配があったと推定している。

さて、今述べたオムペールの推定は、彼の主たる論点と関連する。彼は、投票権のない市民権 *civitas sine suffragio* を賦与された都市あるいは種族は、市民権賦与の前、通常領域の一部が没収され、ローマ旧市民の移住を甘受した、と主張している⁽¹³⁾。筆者は彼のこの仮説の全面的検討を他日に期すつもりであるが、とりあえずこの仮説から導き出されたいくつかの個人的土地分配例のうち、より確実性の高いと判断した。前 303 年の Volsci 人地域(都市としては Frusino)と前 299 年の Umbri 人地域の 2 例を、前期において取り入れた。ついでに言えば、後期の前 268 年の Praetuttium 地方と同年の Samnium 地方の事例もこの仮説から想定されたものである。以上から前期の個人的土地分配は 12 例を数えることができると思う。

それでは後期を検討してみよう。文献史料で確認できるものは、前 232 年のガイウス フラミニウスの「ピケヌムの土地とガリアの土地を個人的に分配するフラミニウス法 *Lex de agro Piceno et Gallico viritim dividundo*⁽¹⁴⁾」によるもの、前 200 年のスキピオー アフリカーヌスの下で従軍した兵士の退役に際しての個人的土地分配、前 173 年、Gallia cisalpina 地方と Liguria 地方への、ローマ市民とラテン人へのものの 3 例である。これらに前述のオムペールの推定する 2 例を加えた 5 例をかなりの確実性をもって認めることができると思う⁽¹⁵⁾。個人的土地分配に一体何人のローマ市民が加わったのか、残念ながら一例も史料に出てきていないため、前期、後期を規模において比較することはできないが、またリーウィウスの欠落という史料状況を考えても、やはり前期に比べて後期は個人的土地分配政策が不活発になっていると言い得る。また、スキピオーの退役兵へのものは特殊なものであり、前 173 年はラテン人も参加していることから、ローマの一般のプレブスにとって土地獲得のチ

ャンスはたしかに少なくなつたろう。筆者はここにローマ元老院の、個人的土地分配政策の忌避という植民政策の転換を見たい。そこで注目すべきはフラーミニウス法である。この法のエピソードから、ローマの政治指導層は前三世紀の後半、明らかに個人的土地分配政策を忌避していたことが知られる。

フラーミニウス法は、これに反対する元老院議員が、護民官 C. フラーミニウスの父親を彼の演説場に連れ出し、父権によって彼の法案を撤回させようとした、というキケロ、ウァレリウス・マクシムスの伝えるエピソード(16)が示すように、元老院の猛烈な反対を押し切って平民会決議の形で成立した。そして何故に元老院はかくも頑強に反対したのかという点で、現在まで多くの議論が出されてきた。

まず、フラッカーロは、フラーミニウスの提案は当時の元老院議員がいただいていた都市国家的国家観から見れば、とうてい容認できるものではなかった、と言う。それまで元老院が遂行してきた植民政策とは、ローマに近い地域にローマ市民の個人的土地分配を行い、その先の遠隔地にラテン植民市を建設する、という原則に基づいていた。それ故 ager Picenus, ager Gallicus という遠隔の地に植民市でなく個人的形式で植民することは、この原則から大きく逸脱するものだった、という主張である(17)。

これに対して、E. マイヤーは次のように反論する。「フラーミニウスの提案によるローマ市民への個人的土地分配がローマからあまりに遠隔の地で行われるのを、元老院はローマ領域の統合の、従って国家の統合の重大な侵害と見たのだ」という。しかし、この説とは逆に、(このフラーミニウス法の少し前の)前241年、その地方に Quirina, Velina の2トリプスが設けられており、そこからすれば、隣接の ager Gallicus の併合による市民居住地域の拡大が「[ローマ領域の統合という]上の問題に関して変革的意味を持つことはなかった(18)」。そして「これほどの敵意の理由は、フラーミニウスが元老院の意向に反してその法を人民に決議させたからだというのが、ほかに、その法がこの広大な土地を先取占有によって独占する可能性を大資本から奪ったことも与っていたであろう(19)」と。

つづいてカッソラのフラッカーロ批判だが、彼は、このフラーミニウス時代に元老院が都市国家の危機を認識したとは考えられない、とする。彼によれば、この危機は同盟市戦争後、イタリア同盟市民にローマ市民権が賦与された時にやっと明確になった問題なのだから、と述べ、元老院の反対は次の三つの理由から説明されると主張する。第一は、大土地所有者、また同時に公有地の大占有者であった元老院議員の利害のため。第二に、当時元老院と有力政務官の間で問題となっていた政策路線の対立は、地中海への商業拡大政策対イタリア半島北部、Gallia cisalpina 地方への農業拡大政策であった。だから、フラーミニウスの採る農業拡大政策に対して元老院の商業拡大政

策派が反対した。第三に、プーブリカーニー(公共事業請負人)層は、公有地のさまざまな賃貸料の徴収に関与しており、個人的土地分配がどこでなされようと、すべてを失うことになる故、これに反対した、と(20)。

たしかに *ager Gallicus* から、後にグラックスの境界石が発見されているところから、当地方に公有地が存在していたこと、その公有地が 500 ユゲラ以上も占有されていたことが分かり(21)、おそらく元老院議員層の経済的利害も関係していたと推定できるが、前述のエピソード、またポリュピオスがフラミニウスを「民衆煽動政治の導入者」と、グラックスと類比させて批判しており(22)、フラミニウス時代から約一世紀経ても、なおポリュピオスの属するローマの貴族サークルが彼にいたっていた憎悪を伝えている点などを考慮に入れるならば、単に経済的理由だけでは説明がつかない。事実、元老院はフラミニウス時代以前も、また以後も、やはり公有地の減少を結果する植民市建設政策を活発に展開している。しかし個人的土地分配は彼の法以降減少する。

フラッカーロは植民市建設でなく、まさに個人的土地分配であったことにこだわるのだが、その答として出した都市国家的体制の説明にあいまいさが残るように思う。筆者は都市国家的体制という内容にトリプスを付け加えたいと思う。

前三世紀はローマの国家体制の変革期であった。それを示す事柄を列記すると、前 299 年以降前 241 年まで約 60 年間新トリプスの創設は停止する。前 287 年ホルテンシウス法により平民会決議が法とされた。前 268 年の *Picenum* 併合以降、投票権のない市民権の賦与はなくなる。またこの *Picenum* の併合以降、ローマの領域拡大が前 222 年まで約 40 年間中止する。これはローマが今までの領域拡大政策を一時中止したとしか考えられない現象である。そしてこれはローマ市民権植民市建設にもあらわれており、前 283 年の *Sena Gallica* 以降、この植民市建設は一時中断する。前 241 年、最後の *Velina*, *Quirina* をもってトリプス数は 35 となり、これ以降トリプス新設はない。そして前 241 年-前 218 年の間と推定されるケントゥリア民会の改革がある。

以上列記した事柄から分かることは、まず、ローマの政治指導層は前三世紀前半部で、今まで逆行してきた領域拡大政策を中止したという点、それからホルテンシウス法からケントゥリア民会の改革に至る間、トリプスの重要性が増大していき、民会の改革に至ってトリプスが国制上最も重要な国家を構成する下部組織となったという点である。政治指導層のノビレスはトリプスの構成やトリプス間の人数のバランスに細心の注意を払わざるを得なかったろうし、また自己のトリプスに対する支配を以前に増して強化する必要を感じたにちがいない。

さて、前期の植民政策はラテン植民市と個人的土地分配が二本の柱だった。ラテン

植民市建設に関してティピレッティは、リーウィウスの記述に植民者が時として騎士、歩兵など軍隊の階級が特定され、それに応じて分配される土地面積が定められている点に着目し、ラテン植民市は新共同体を作るにあたって、ローマと同じ財産政治的原理に基づく都市を創設したにちがいない、それ故植民者の財産の区別を必要とした、と主張している(23)。大いに考えられることで、ラテン植民市への植民者はローマで一定の資格(参加者にとっては制限)審査を受けたはずである。これに対して個人的土地分配は、新共同体を構成することはなく、したがって以上のような制限はなく、特に土地を求める下層プレブスの要求に応えられる植民形式だったろう。この点は、この形式がグラックスにより採用され、さらに内乱期の植民政策の主流になった理由でもあろう(24)。そしてまた、フラミニウスとプレブスが元老院の反対にもかかわらず、この形式に固執した理由でもあると思う。

ところで、ラテン植民市建設がローマの国制に合致した理由は、この植民形式がトリプス制に大きな影響を及ぼさなかった点にあったろう。元老院は植民者選別の際、トリプス間の構成員数のバランスを調整することができ、入植後はローマ市民権を喪失しトリプスの問題はなくなる。ところが個人的土地分配の場合は、参加が相当自由であったと想定され、トリプス制全体に与える影響は大きかったにちがいない。領域拡大政策時代であった前期、個人的土地分配がトリプスの新設をともなって実施されていることを見ると、トリプスの新設が、この植民形式がトリプス制全体に与える影響を和らげていたと考えることができる。しかし、トリプスの重要性が増す反面、領域拡大の中止にともないトリプス制の維持、運用が硬化化していく前三世紀、ノビレス層のトリプス支配、元老院のトリプス制維持にとって個人的土地分配はやっかいな植民形式になっていった。そしてこれこそがフラミニウス法に対する元老院の反対の主要な理由であり、この植民形式が減少していった理由ではなかったろうか。

最後に今まで述べてきたことを補強する意味で、トリプス制とローマの植民政策の関係を前183年のMutina, Parmaから建設が始まる内陸大規模型ローマ市民権植民市に見てみたい。これは、植民者がこの時期になって特権化したローマ市民権を喪失することを嫌い、そのためラテン植民市規模の分配土地面積を持つローマ市民権植民市が考案された、と説明される(25)。さて、これらはラテン植民市を模倣していることから、植民者は財産資格、所属トリプスなどの制限を受けたと類推される。すると、トリプスから離籍する人数は調整できようが、2000人規模の一トリプスへの流入は、トリプス数がすでに35に固定された前二世紀、トリプス間の構成員数のバランスを大きく崩す可能性を持っていた。この時期のローマ市民の人口は約30万人であり、トリプス数35で割ると一トリプスの構成員数は平均で約8600人となる。当時の元老

院は依然トリブス制の維持を真剣に考えていたようで、結局6都市を建設した後計画を中止している。またプレブスにとっても植民者の資格制限がある以上、十分満足できるものではなく、社会政策的効果は個人的土地分配に比べれば劣っていたであろう。そしてこの問題はグラックスの改革で取り上げられることになる。

このようにトリブス制は共和政ローマの植民政策に大きな枠組みを与えていた。

注

- (1) E. T. Salmon, *Roman Colonization under the Republic*, London 1969.
- (2) *ibid.*, 15, 115.
- (3) M. Weber, *Die römische Agrargeschichte in ihrer Bedeutung für das Staats- und Privatrecht*, Stuttgart 1891, 52-54.
- (4) 史料(主としてリーウィウス)に出てくる植民者数は *coloni, homines, familiae* で示されている。筆者は *coloni, homines* で示された数も家族数 *familiae* と考えるのが良いと思うので、以下本文においては植民者を人であらわしたが、すべて家族数と理解されたい。
- (5) P. Fraccaro, *Lex Flaminia de agro Gallico et Piceno viritim dividundo*, in; *Opuscula*, II, Pavia 1957, 191-205.
- (6) *Liv.*, XLIII, 3, 4. 植民者はローマ人兵士とスペイン人女性の非合法の婚姻により生れた子供達と解放奴隷という。
- (7) A. J. Toynbee, *Hannibal's Legacy*, II, London 1965, 655-6; G. Tibiletti, *Ricerche di storia agraria romana*, *Athenaeum* 1950, 201-2; G. De Sanctis, *Storia dei Romani*, IV, 1, 2 ed. Firenze 1969, 590.
- (8) 人口について言うと、前393年頃ローマ市民は約15万人、ラテン戦争後は約25万人、前三世紀前半期約29万、後半は26-7万、ハンニバル戦争中激減し、前194年は14万人しかケンススにあらわれない。前二世紀前半は25-6万に回復し、後半32万人程度となっている。
- (9) J. Beloch, *Der italische Bund unter Roms Hegemonie*, Leipzig 1880; Th. Mommsen, *Römisches Staatsrecht*, III, 1, 3 Aufl. Leipzig 1887; L. R. Taylor, *The voting districts of the Roman Republic*, Rome 1960; U. Hackl, *Das Ende der römischen Tribusgründungen 241 v. Chr.*, *Chiron* 1972, 135-170; M. Humbert, *Municipium et civitas sine suffragio*, Rome 1978.
- (10) *Liv.*, VI, 5, 8; VIII, 17, 11
- (11) Taylor, *op. cit.*, 67, 90, 294; Toynbee, *op. cit.*, 307; Hackl, *op. cit.*, 156.
- (12) *Liv.*, V, 30, 8.
- (13) Humbert, *op. cit.*, 特に Chapitres IV, V, VIII.
- (14) この法の成立年代については G. Rotondi, *Leges publicae populi Romani*, Hildesheim 1966 (Olms Paperbacks), 247-248. ポリュビオスの記述の方が信頼性が

高いと考えられるので前 232 年とする。植民のなされた地域が ager Gallicus のみであったのか ager Picenus も含まれたのか問題となっているが、筆者は両地域とも植民が行われたと考える。

(15) トインビーは前二世紀前半に北部イタリアに大規模な個人的土地分配が実施されたと考えている (Toynbee, *op. cit.*, II, 654-657, 660-675)。しかし筆者は現在のところプラント (P. Brunt, *Italian Manpower 225 B. C.-A. D. 14*, Oxford 1971, 570-576) 説を採用し、北部イタリアの fora の成立年代は共和政末期ないし帝政期と考えたい。

(16) Cic., *de inventione*, II, 17, 52; *Val. Max.*, V, 4, 5.

(17) Fraccaro, *op. cit.*, 199-203.

(18) E. マイヤー著 (鈴木一州訳)『ローマ人の国家と国家思想』岩波書店 1978 年、註ページ 101 註 3。引用にあたって訳を一部変更した。

(19) 同上書 本文ページ 232.

(20) F. Càssola, *I gruppi politici romani nel III secolo A. C.*, Trieste 1962, 209-213.

(21) A. Degrassi, *Inscriptiones Latinae Liberae rei publicae*, I, Firenze 1965, No. 474 = CIL, I², 719; XI, 6331.

(22) *Polyb.*, II, 21, 8.

(23) Tibiletti, *op. cit.*, 221-223.

(24) T. グラックスの土地分配が *viritim* 形式であった点については *Val. Max.*, VII, 2, 6, また G. Cardinali, *Studi Graccani*, Genova 1912, 159, n. 3; M. Weber, *op. cit.*, 18-22, 52-54; E. De Ruggiero, *Dizionario epigrafico di antichità romane*, II, Roma 1900, s. v. *adsignatio*.

(25) A. Degrassi, *L'amministrazione delle città*, in: V. Ussani-F. Arnaldi, ed., *Guida allo studio della civiltà romana antica*, I, 2 ed. Napoli 1971, 304-5.

(付記) 本稿は昭和 58 年度科学研究費補助金(一般研究 C)による成果の一部である。

DEDUCTIO COLONIAE and *ADSIGNATIO VIRITIM* 393 B. C.—134 B. C.

Tsuneo IWAI

This paper deals with the Roman policy of colonization from 393 B. C. to 134 B. C.

First of all, the author considers the first half of the third century B. C. as the turning point of the policy and divides the period in question into two stages, the former from 393 B. C. to 269 B. C. and the latter from 268 B. C. to 134 B. C.

Then, he points to two types of Roman colonizations, that is, establishment of a colony (*deductio coloniae*) and viritate distribution (*adsignatio viritim*). In the former system, individual Romans, receiving parcels of land in private ownership, were organized as self-governing communities with their own civic centers and apparatus of administration, which, further, fell into two classes, *coloniae civium Romanorum* and *coloniae Latinae*, according to the political rights of the settlers and the status of the colony. In the latter, settlers likewise received parcels of land, but were not organ-

ized on their new holdings into self-administering communities.

Finally, he argues these four points:

1. As to Rome's activity to establish colonies, we cannot distinguish one stage from another. The active attitude of the Roman senate or the *Nobiles* toward the policy to plant settlers in the colonies, *civium Romanorum* or *Latinorum*, continued before and after 268 B. C.

2. As to the viritane distribution, we can point to the diminution of the activity after 268 B. C. This is the main difference between these two stages.

3. Between two systems of the Roman colonization, the viritane distribution is more favourable to Roman *Plebs*, because of their easier participation in this system, than the establishment of a colony, and yet more troublesome to the Roman ruling class to keep the equilibrium between members of each *tribus*.

4. As Fraccaro suggested perceptively in his excellent paper, *Lex Flaminia de agro Gallico et Piceno viritim dividundo* (*Opuscula*, II, Pavia 1957), the change of the Roman policy of colonization was brought about by the transformation of the city-state which Republican Rome underwent during a series of political events in the first half of the third century B. C. so much that the *tribus* became the most important institution in the Republican constitution. It was the *tribus* institution that the *Nobiles* depended on in exercising their political power at Rome. Thus, the *Nobiles* could not but change the policy of colonization to defend the city-state constitution, that is, the *tribus* institution and themselves.